

一時保育事業について

【概要】

保護者のパートタイム勤務等就労形態の多様化に伴う一時的な保育や保護者の急病・入院等に伴う緊急的な保育のニーズに応えるためのもの

＜基本補助額＞

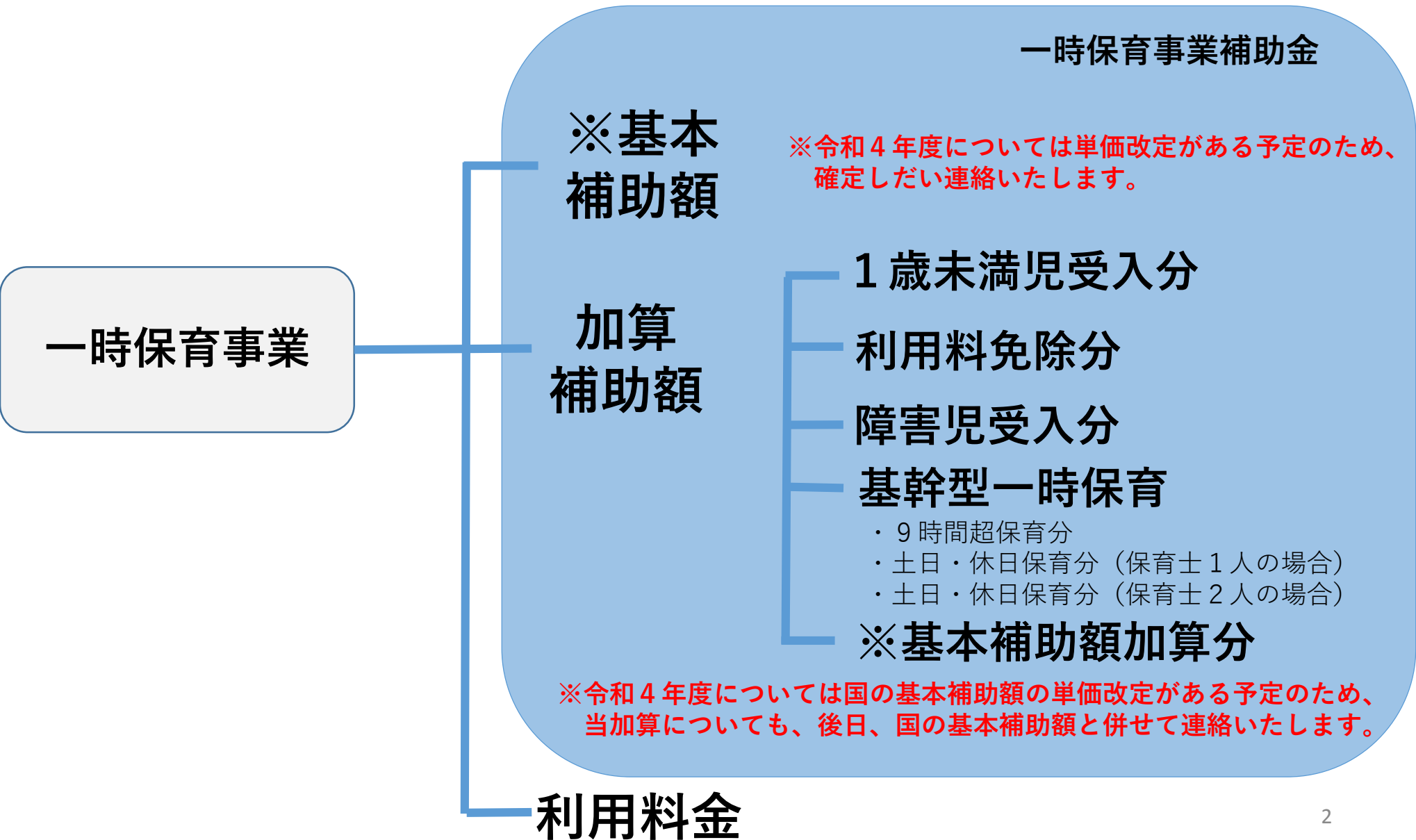
基本となる運営費を補助するもの

＜加算補助額＞

1歳未満児・障害児の受入促進、低所得世帯等の利用料免除などを補填、補助するもの

- ・1歳未満児受入分
- ・利用料免除分
- ・障害児受入分
- ・基幹型一時保育
 - ・9時間超保育分
 - ・土日・休日保育分(保育士1人の場合)
 - ・土日・休日保育分(保育士2人の場合)
- ・基本補助額加算分

一時保育事業 構成図



利用料免除の対象

一時保育の利用は川崎市民以外の方でも可能ですが、利用料免除の対象は原則として川崎市民の方に限ります。

- | | |
|---------------------|---------------------------|
| ① 生活保護世帯 | ② 非課税世帯（単身赴任は除く） |
| ③ 里親に委託されている児童 | ④ 児童扶養手当受給世帯 |
| ⑤ きょうだい減免 | ⑥ 多胎児 |
| ⑦ <u>年収360万未満世帯</u> | ⑧ <u>生活保護世帯（昼食代、おやつ代）</u> |



生活保護世帯のみ昼食代、おやつ代を500円を上限に加算。

（※非課税世帯など生活保護世帯以外は対象外のため注意）

<申請書類>

- ・利用料免除に係る拳証資料は、四半期ごとにコピーを添付してください。

※前の期で提出している場合でも、次の期で省略することはできません。

- ・免除事由に複数該当する場合は、いずれか一つの証明で足ります。

ただし、生活保護世帯、非課税世帯、里親に委託されている児童、

児童扶養手当受給世帯のいずれかに該当する場合は、きょうだい減免及び多胎児よりも優先としてください。

- ・利用料免除に係る拳証資料については、

参考資料4-2「一時保育事業補助金・加算補助額に係る拳証資料一覧」をご確認ください。

利用料免除の拡充

◎年収360万未満世帯

【概要】

低所得世帯などの一時保育事業の利用の促進を図り、もってすべての児童の健やかな成長を支援することを目的に令和4年度から年収360万未満世帯(市民税所得割額77,101円)に対し、利用料免除を行います。

【提出資料】

課税(非課税)証明書

(4~6月分については令和3年度分、7月以降については令和4年度分が必要となります。)

・保護者からの申請があった場合に、課税(非課税)証明書の提出をして頂き、下記作業をお願いいたします。

政令市の場合: 税源移譲前の市民税所得割額が77,101円未満か確認

政令市以外の場合: 市民税所得割額、又は都の場合、区民税所得割が77,101円未満か確認

※すべての保護者から課税(非課税)証明書の提出を求めているのではなく、あくまで申請のあった方のみの対応でかまいません。

利用料免除のメニューが増えたことにより、保護者への周知が難しくなっているため、後日参考までにチラシを保育1課からお送りいたします。

ご不明点があれば保育1課にご連絡の程よろしく申し上げます。

令和3年度一時保育利用料減収補填補助額

<概要>

新型コロナウイルス感染症の感染拡大の影響を受け、利用者が昨年度に引き続き減少し、事業収入(利用者からの利用料及び利用実績に応じた補助金)が減となっていることから、これらの補填を行います。

<申請>

この補助は、令和3年度の追加補助です。

本市から、利用料減収補填補助額を記載した通知書を年度当初に送付致します。

※御提出いただく書類は申請書のみです。

<注意事項について>

- ・利用料減収補填補助額は、まず令和3年度の利用者数を確定させる必要があることから、3月分の利用状況報告書を4月5日(火)までに御提出ください。
- ・この補助は4月末～5月初め頃の交付を予定しているため、申請書は締切厳守とさせていただきますので、御協力をお願いします。

令和3年度 一時保育事業実施施設 基本補助額変更交付・実績報告

申請・報告書類	申請・報告期限
令和3年度一時保育事業補助金(基本補助額)変更交付申請書※	令和4年3月31日付で 4月8日(金)まで
令和3年度一時保育事業利用実績表※	
令和3年度一時保育事業補助金(基本補助額)執行状況報告書	
令和3年度一時保育事業実績報告書	令和4年3月31日付で 4月末日まで

※一時保育事業補助金(基本補助額)変更交付申請書・利用実績表は、年間利用児童数が当初見込みを上回る区分又は補填を行ってなお下回る区分となり、当初交付額が変更となる場合に提出が必要です。

幼稚園児が一時保育を利用する場合

幼稚園児が長期休暇等で一時保育を利用した場合、在籍幼稚園が無償化の対象施設に該当するかによって、一時保育の利用料金が無償化の対象になる場合があります。在籍幼稚園が無償化の対象施設かどうかを川崎市公式ウェブサイトで公表しておりますので、ご参照ください。

年度ごとに対象施設が変わるため、HPを必ず参照してください。

ホームページURL:「幼児教育・保育の無償化対象施設(公示)」

<http://www.city.kawasaki.jp/450/page/0000110340.html>